

諮問庁：国立大学法人新潟大学

諮問日：平成30年5月25日（平成30年（独情）諮問第28号）

答申日：平成30年10月31日（平成30年度（独情）答申第38号）

事件名：特定期間で開催された特定学部教授会の議事概要等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「2017年10月及び11月に開催された特定学部教授会の議事録，資料及び音声記録」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し，別紙に掲げる文書1及び文書2（以下，併せて「本件対象文書」という。）を特定し，文書1の一部を不開示とし，文書2を保有していないとして不開示とした決定については，別表の4欄に掲げる部分を開示すべきであり，平成29年11月分の特定学部教授会の音声データを対象として改めて開示決定等をすべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成30年1月10日付け29新大総第66号により，国立大学法人新潟大学（以下「新潟大学」，「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は，審査請求書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

（1）紙媒体に関する部分について

ア 法5条1号該当性について

まず，学生に関する情報について，学生の学籍番号及び氏名を除く部分についても多くの非公開部分があるが，それが公開されたとしても，必ずしも特定の個人が識別され又は識別され得るとは言えない。審査請求人としては，特定の個人が識別され又は識別され得るとされている部分の情報について，黒塗りとなり非公開であるため，その内容について知る由がなく，その個人識別性の程度についての立証は不可能である。

しかし，公開可能な部分が相当部分存在することが推定される。処分庁及び情報公開・個人情報保護審査会において，公開が可能な部

分と（仮に存在するならば）公開が不可能な部分とに精緻に区分し、公開可能な部分については、非公開決定は取り消されるべきである。

一方、学生に関する情報以外の部分については、処分庁の職員がその職務の遂行として行った教育指導等に係る情報であり、法5条1号ただし書ハに該当するため、非公開とするのは違法である。

以上の理由から、法5条1号には該当しない。

イ 法5条3号該当性について

仮に、当該部分が公開されたとしても、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるとはいえず、非公開決定は違法である。

審査請求人としては、非公開部分について、その内容について知る由がない。

しかし、公開可能な部分が相当部分存在することが推定される。処分庁及び情報公開・個人情報保護審査会において、公開が可能な部分と（仮に存在するならば）公開が不可能な部分とに精緻に区分し、公開可能な部分については、非公開決定は取り消されるべきである。

以上の理由から、法5条3号には該当しない。

ウ 法5条4号該当性について

本決定においては、多岐にわたり、法5条4号に該当するとして非公開決定となっている。しかしながら、これら情報が開示されたとしても、それが事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ等があるとは言えない。

審査請求人としては、非公開部分について、その内容について知る由がない。

しかし、公開可能な部分が相当部分存在することが推定される。処分庁及び情報公開・個人情報保護審査会において、公開が可能な部分と（仮に存在するならば）公開が不可能な部分とに精緻に区分し、公開可能な部分については、非公開決定は取り消されるべきである。

以上の理由から、法5条4号には該当しない。

エ 法7条該当性について

仮に、法5条に該当するとされる場合であっても、処分庁に多額の税金が投入されているという事実を鑑みれば、その情報の公開は極めて高い公益性を有するのであるから、法7条によって、裁量的に開示決定されるべきである。

(2) 音声データについて

ア 不存在を理由とする非開示について

直近開催分のみ保存の対象としているとして、10月分の教授会に

関する音声記録については不存在を理由として、非開示決定となっている。

しかしながら、議事概要作成後消去する取扱いとするならば、賛否はともかく、その理由について理解できなくもないが、直近開催分のみ保存の対象とするというのは、極めて奇怪かつ合理性のない理由である。例えば、2日連続で教授会が開催された場合でも、1日目の教授会の音声記録は直ちに、消去されるということなのであろうか。

仮に、保存を要しない、あるいは消去する取扱いであったとしても、本件請求時点において、実際に消去されていたかどうかは、別の問題である。直ちに、その録音記録を消去するとは到底考えられず、実際には、これが存在している可能性は極めて高い。処分庁職員のパソコン、ICレコーダーを真摯に調査探索し、残存するデータの取得を行ったとも考えられず、処分庁の開示請求文書の探索が不十分であったという瑕疵があり、いずれにしても、その決定は違法である。

イ 音声の不開示について

音声データについては、理由を示さず、その全部が開示されず、その文字起こしした原稿のみが部分的に開示されている。

しかしながら、文字起こしした原稿が部分的であれ、開示可能であるにもかかわらず、その音声データについては、その全てを非公開とするのは、理由がなく、論理の一貫性もない。

仮に法5条所定の該当部分が存在とするならば、音声データ中、当該部分のみを非公開とすれば足りるのであって、その全部を非公開とすることは違法である。

さらに、理由を示さずに、非公開とすることは、法に規定されておらず、この点においても違法がある。

ウ 文字起こししたものの不開示部分について

仮に、音声データの非公開が適法であったとしても、その文字起こししたものの不公開部分の非公開決定は違法である。発言者については、全て非公開とされているが、誰が、発言したのかということについては、処分庁の職員の職務としての発言であり、それを非公開とする理由はない。

また、その外の非開示部分については、上記(1)の理由がそのまま当てはまるものであるので、これを引用する。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

本件に係る開示請求内容は、平成29年10月から11月までに開催さ

れた特定学部教授会の議事録，資料及び音声記録である。

これに対し，以下のとおり，請求対象文書について特定し，部分開示した。

(1) 審査請求に係る開示決定等

ア 議事録について

本学では議事録を作成していないため議事概要を対象文書として特定し，以下の記載については不開示とした。

(ア) 個人の氏名等の特定の個人を識別することができる記載

法5条1号に規定する特定の個人を識別することができるものであり，同号ただし書イないしハに掲げる情報に該当しないことから，不開示とした。

(イ) 入試関係情報

法5条4号その他当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当することから，不開示とした。

(ウ) 人事選考情報

法5条4号への人事管理に係る事務に関し，公正かつ円滑な人事の確保に支障をきたすおそれがあるため，不開示とした。

(エ) 学部改組等の現在検討中のもの

検討段階における不確定なものであり，公にすることで不当な誤解を生じさせるおそれがあるため，法5条3号に該当することから，不開示とした。

(オ) 発言者氏名

法5条4号その他当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当することから，不開示とした。

イ 資料について

上記アと同様の不開示事項に該当するものについて，不開示とした。

ウ 音声記録について

音声記録は，直近開催分の平成29年11月分のみ保存していたため，10月分は不存在であった。

現存していた11月分の音声記録を開示することは，発言者の声質等から，特定個人を識別され，今後，教授会における自由な発言・議論ができなくなることから，法5条4号その他当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当することから，不開示とした。

ただし，当該音声データを文字起こしした原稿について，上記アと同様の不開示事項に該当するものについては不開示とした上で，部

分開示した。

なお、平成30年1月10日付けの法人文書部分開示決定通知の際、上記の不開示理由について、記載漏れであった。

(2) 審査請求の趣旨及び理由

(上記第2の2と同様の内容であるので記載省略)

(3) 審査請求の理由に対する本学の意見

ア 紙媒体に関する部分について

(ア) 個人の氏名等の特定の個人を識別することができる記載

特定の個人を識別することができる記載とは、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名その他の記述の部分だけでなく、当該情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わされることにより、特定の個人を識別することができることとなるものである。このことから、本学教職員以外の個人情報及び本学教職員の氏名等で開示することにより学生が識別される情報については、法5条1号に規定する特定の個人を識別することができるものであり、同号ただし書イないしハに掲げる情報に該当しないことから不開示とした。

(イ) 学部改組の現在検討中のもの等、法人内部における検討に関する記載

学部改組の現在検討中のもの等、法人内部における検討については、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、大学の自治を阻害されるおそれがあるため、法5条3号に該当し不開示としている。本学において、不開示の決定にあたっては、法の趣旨に則り十分に精査・検討を行っている。

なお、当該情報を開示することで、本学の経営上の正当な利益を害されるおそれがあり、法5条4号トにも該当することから、不開示と判断する。

(ウ) 入試関係情報、人事選考情報、発言者氏名等に関する記載

入試関係情報、人事選考情報、発言者氏名等に関する記載については、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号に該当し不開示としている。本学において、不開示の決定にあたっては、法の趣旨に則り十分に精査・検討を行っている。

(エ) 法7条の公益上の理由による裁量的開示

本件において、法5条各号により不開示とした情報は、個人情報、大学における審議事項や議論の内容等である。本学では、当該内容を公にしてまでも上回る公益上の必要性はないと判断する。

イ 音声データについて

(ア) 本学特定学部教授会の音声記録については、議事概要を作成した

後、消去する扱いであったため、直近開催分の平成29年11月分のみを保有していた。

(イ) 何人も開示請求権を有していることから、本件対象文書について、同学部教授会構成員が開示請求を行うことも可能である。その場合、音声データで開示することは、発言者の声質等から、特定個人を識別され、今後、教授会における自由な発言・議論ができなくなることから、法5条4号その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当することから不開示とする。なお、平成30年1月10日付けの法人文書部分開示決定通知の際、上記の不開示理由について、記載しなかった過誤は認める。

(ウ) 文字起こし原稿の中での発言者について全て不開示とすることについても、同様に今後、教授会における自由な発言・議論ができなくなることを鑑み不開示とした決定は、維持すべきであると判断する。

(上記ア(ア)ないし(ウ)並びにイ(イ)及び(ウ)の判断に係る該当文書の一覧は、別表の2欄及び3欄のとおり)

以上のことから、平成29年10月から11月までに開催された特定学部教授会の議事録、資料及び音声記録について、原処分は、維持すべきであると判断する。

2 補充理由説明書

(1) 第476回教授会資料「H30開講科目一覧(新旧対照付)」の備考欄について

2枚目の上から4段目の右枠内、5枚目の下から3段目の右枠内、9枚目の上から4段目、8段目ないし11段目及び15段目の右枠内、10枚目の上から1段目及び6段目の右枠内並びに11枚目の下から3段目及び2段目の右枠内部分は、開講科目編成に係る内部管理情報であり、これらを公にした場合、今後の開講科目編成に欠かせない担当教員の確保等に支障を及ぼすような機微な情報が明らかとなり、開講科目編成に係る業務の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号柱書きの不開示理由を追加する。

(2) 第477回教授会議事概要のうち報告事項2(1)部分及び文字起こし部分の63枚目の下から12行目ないし9行目部分について

当該部分は、懲戒委員会に係る機微な情報であり、調査の対象となった者の氏名は記載されていないものの、学内関係者一定範囲の者であれば、既に開示されている内容等から当該調査対象者を特定できる可能性があるため、当該部分が公になった場合、これらの者に通常他人に知られたくない機微な情報が明らかとなり、当該調査対象者の権利利益を

害するおそれがあるため、法5条1号の不開示理由を追加する。

- (3) 第477回教授会資料「H30開講科目一覧(新旧対照付)」の備考欄について

2枚目の上から2段目の右枠内、5枚目の下から7段目の右枠内、8枚目の下から1段目の右枠内、9枚目の上から4段目ないし7段目、11段目及び13段目の右枠内、10枚目の上から2段目の右枠内並びに11枚目の上から11段目及び12段目の右枠内部分は、上記(1)と同様の理由により、法5条4号柱書きの不開示理由を追加する。

- (4) 文字起こし部分の「平成30年度開設授業科目について」について

ア 平成30年度開講科目一覧に対する意見等部分

当該部分は、教授会構成員の自由な意見等部分であり、これらを公にした場合、教授会構成員の自由な発言が制約され、開講科目編成に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号柱書きの不開示理由を追加する。

イ 開講科目編成に関する内部管理情報部分

当該部分は、今後の教育研究組織の改組や人員配置計画に係る情報などであり、いずれも開講科目編成に影響を及ぼす可能性のある内部管理情報である。

これらを公にした場合、今後の開講科目編成に欠かせない教育研究組織の改組や担当教員の確保等に支障を及ぼすような機微な情報が明らかとなり、開講科目編成に係る業務の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号柱書きの不開示理由を追加する。

ウ 個人に係る情報部分

2枚目の上から23行目の左側、11枚目の上から1行目及び2行目並びに28枚目の上から15行目の左側の不開示部分は、個人に関する情報であって、法5条1号ただし書きに掲げる情報にも該当しないので、法5条1号の不開示事由も追加する。

- (5) 平成30年1月10日付け29新大総第66号の法人文書部分開示決定通知書の別紙の5枚目及び6枚目並びに理由説明書の別紙(略)の3枚目の「H29.11月特定学部教授会 音声」部分は、「H29.11月特定学部教授会 音声(文字起こし)」の誤りであるので、訂正する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年5月25日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年6月11日 審議
- ④ 同年9月10日 本件対象文書の見分及び審議

⑤ 同年10月12日 諮問庁から補充理由説明書を收受

⑥ 同月29日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、文書1については、その一部を法5条1号、3号並びに4号及び同号へに該当するとし、文書2についてはこれを保有していないとして、不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対して、審査請求人は、文書1の全部の開示を求めるとともに、文書2は保有しているとして、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、不開示理由に法5条4号柱書き及びトを追加した上で、原処分は妥当であるとしていることから、以下、文書1の見分結果を踏まえ、文書1の不開示部分の不開示情報該当性及び文書2の保有の有無について検討する。

なお、当審査会において、原処分に係る開示決定通知書を確認すると、平成29年11月分の特定学部教授会の音声記録のうち音声データが対象文書として明示されていないことが認められた（「H29.11月特定学部教授会 音声」との記載は認められるが、これが「文字起こし」部分を指すことは補充理由説明書の（5）のとおりである。）。この点、諮問庁は、理由説明書において、開示決定通知の際、当該音声データを記載しなかった過誤は認めるとしつつ、音声データを開示することにより、発言者の声質等から特定個人を識別され、今後、教授会における自由な発言・議論ができなくなることから、法5条4号その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当する旨説明しており、全部不開示としたものである旨主張していると解される。

しかしながら、原処分においては、文書1の平成29年11月分の特定学部教授会の音声記録として「文字起こし」のみが特定され、音声データについては、特定されていないものとするほかなく、審査請求人は、当該音声データを含めた文書1の全部の開示を求めていると解されることから、当該音声データにつき、改めて開示決定等をすべきである。

2 文書1の不開示部分の不開示情報該当性について

文書1の不開示部分は、別表の1欄に掲げる不開示部分1ないし不開示部分12である。

(1) 不開示部分1について

ア 不開示部分1は、個人に係る情報であり、①交流協定に基づく交換留学派遣学生等の単位認定に係る情報、②TOEICIPテスト成績による単位認定に係る情報、③学生の休学及び退学等に係る情報、④

賢人会議Ⅱの講演講師に係る情報並びに⑤インターンシップ実習派遣学生に係る情報であることが認められる。

イ 上記①，②，③及び⑤について

(ア) 上記①，②，③及び⑤は，学生の氏名，在籍番号，学年，学科，留学先大学，留学先大学での履修科目及び認定授業科目，TOEIC I Pテストのスコア，指導教員，休学・退学等の理由，休学等の期間，派遣先の企業・団体名等であることが認められる。

(イ) 法5条1号本文該当性及び同号ただし書該当性について

上記①，②，③及び⑤は，学生の氏名とともに記載されていることから，一体として当該学生に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ，同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

(ウ) 法6条2項による部分開示の可否について

a 学生の氏名，在籍番号，学年及び学科部分について

当該部分は，一体として個人識別部分であると認められるから法6条2項の部分開示の余地はない。

b 上記①の留学先大学，留学先大学での履修科目及び認定授業科目等並びに上記②のTOEIC I Pテストのスコア等について

当該部分については，上記①は，交流協定に基づく派遣学生及び参加学生に係る情報であり，上記②は，TOEIC I Pテストを受験した学生に係る情報であることから，当該学生の友人や知人といった一定範囲の者には，当該学生の特定が可能となることは否定し難く，当該情報を公にすることにより，他人に知られたくない当該学生の単位認定等に係る機微な情報が明らかとなって，当該学生の権利利益を害するおそれがないとは認められないので，部分開示できない。

c 上記③の指導教員，休学・退学等の理由及び休学等の期間等について

当該部分については，当該学生の友人や知人といった一定範囲の者には，当該学生の特定が可能となることは否定し難く，当該情報を公にすることにより，当該学生の休学及び退学等に係る機微な情報が明らかとなって，当該学生の権利利益を害するおそれがないとは認められないので，部分開示できない。

d 上記⑤の派遣先の企業・団体名について

当該部分については，上記⑤は，インターンシップ実習派遣学生に係る情報であることから，当該学生の友人や知人といった一定範囲の者には，当該学生の特定が可能となることは否定し難く，

当該情報を公にすることにより、当該学生のインターンシップ実習派遣先の情報が明らかとなって、当該学生の権利利益を害するおそれがないとは認められないので、部分開示できない。

(エ) したがって、上記①，②，③及び⑤は法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

ウ 上記④について

(ア) 上記④は、賢人会議IIの講演講師の氏名の記載が認められる。また、当該講師の職名部分は開示されていることが認められる。

(イ) 上記④は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該講師の公表慣行について、改めて確認させたところ、公表慣行があるとのことであるので、当該講師は法5条1号ただし書イに該当する。

したがって、上記④は法5条1号に該当せず、開示すべきである。

(2) 不開示部分2について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

当該部分は、平成30年度新潟大学入学者選抜試験欠員補充第2次募集の選抜方法等(案)のうち合格者を判定するための委員会等の日程部分である。

当該日程は、公になっておらず、これを公にした場合、不正行為や妨害行為等が生じることとなり、適正な入学試験の実施に支障を及ぼすおそれがある。

イ 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

(ア) 当該部分は、平成30年度新潟大学入学者選抜試験欠員補充第2次募集の選抜方法等(案)のうち合格者を判定するための委員会等の日程部分であることが認められる。

(イ) 当該部分は、合格者を判定するための日程に係る機微な情報であると認められるので、これを公にした場合、不正行為や妨害行為等が生じることとなり、適正な入学試験の実施に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、当該部分は法5条4号ハに該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 不開示部分3について

ア 不開示部分3は、人事選考情報であり、①教員選考結果に係る情報及び②外国人客員研究員の受入れに係る情報であることが認められる。

イ 上記①について

(ア) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等につい

て、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

当該部分は、教員として採用予定である者の氏名、現職、生年月日、配置教員の職名（採用された際の職名）及び採用予定年月日等であり、いずれも公になっていない人事管理情報であり、これらが外部に知られると、教員の選考業務に影響が生じ、公正かつ円滑な人事の確保に支障を来すおそれがある。

なお、いずれも選考中の情報である。

(イ) 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

a 当該部分は、採用予定者の氏名、現職、生年月日、配置教員の職名及び採用予定年月日等であることが認められる。

b 当該部分は、公になっていない人事管理情報であるので、公にすることにより、教員の選考業務に影響が生じ、公正かつ円滑な人事の確保に支障を来すおそれがあるとする諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、当該部分は法5条4号へに該当し、不開示としたことは妥当である。

ウ 上記②について

(ア) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

当該部分は、外国人客員研究員候補者の氏名、国籍、性別、現職、最終学歴、受入期間及び研究題目等に係る情報であり、いずれも公になっていない人事管理情報であり、これらが外部に知られると、外国人客員研究員の選考業務に影響が生じ、公正かつ円滑な人事の確保に支障を来すおそれがある。

(イ) 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

a 当該部分は、外国人客員研究員候補者の氏名、国籍、性別、現職、最終学歴、受入期間及び研究題目等であることが認められる。

b 当該部分は、公になっていない人事管理情報であるので、公にすることにより、外国人客員研究員の選考業務に影響が生じ、公正かつ円滑な人事の確保に支障を来すおそれがあるとする諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、当該部分は法5条4号へに該当し、不開示としたことは妥当である。

(4) 不開示部分4について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

当該部分は、新潟大学の教育組織改組を検討している新たな社会人教育についてのWGにおける審議中の情報である。これらを公にした場合、関係者の誤解を招き、新潟大学内における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

また、当該部分を公にすることにより、検討中の内部情報が明らかとなるので、新潟大学の経営上の正当な利益を害するおそれがある。

イ 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

(ア) 当該部分は、新潟大学における教育組織改組に係る審議中の情報であることが認められる。

(イ) 当該部分は、新潟大学において審議中の未成熟な情報であるので、公にした場合、関係者の誤解を招き、新潟大学内における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとする諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、当該部分は法5条3号に該当し、同条4号トについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(5) 不開示部分5について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

当該部分は、文字起こし中の発言者の氏名・職名及び発言中の教授会構成員の氏名等であり、当該部分が公になった場合、今後の教授会において、教授会構成員の自由な発言が制約され、教授会に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるので、法5条4号柱書きに該当する。

イ 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

(ア) 当該部分は、文字起こし中の(i) 発言者の氏名等及び(ii) 発言者の発言部分のうち教員の氏名等部分であることが認められる。

(イ) 上記(i)のうち文字起こし部分の4枚目の下から(頁番号部分を除く。以下同じ。)1行目、5枚目の上から6行目、10行目、16行目及び28行目、6枚目の上から14行目及び22行目、7枚目の上から1行目、5行目及び22行目、8枚目の上から4行目、10行目、15行目、19行目及び23行目、9枚目の上から2行目、13行目、19行目、23行目及び27行目、10枚目の上から3行目及び22行目、11枚目の上から7行目及び29行目、12枚目の上から3行目及び8行目、13枚目の上から21行目及び26行目、14枚目の上から19行目及び25行目、15枚目の上から6行目及び20行目、19枚目の上から5行目、11行目、17行目及び28行目、21枚目の上から1行目及び25行目、22

枚目の上から2行目, 7行目, 14行目及び24行目, 23枚目の上から12行目及び26行目, 25枚目の上から15行目, 26枚目の上から2行目及び9行目, 27枚目の上から18行目及び22行目, 35枚目の上から3行目, 36枚目の下から4行目, 37枚目の上から2行目, 40枚目の上から22行目, 41枚目の下から3行目, 42枚目の上から3行目, 6行目及び26行目, 47枚目の上から8行目, 13行目, 18行目及び25行目, 48枚目の上から8行目, 12行目, 17行目及び23行目, 49枚目の上から1行目, 6行目, 10行目, 14行目及び21行目, 51枚目の下から6行目, 52枚目の上から1行目, 3行目, 6行目, 10行目, 15行目, 17行目, 20行目, 22行目及び27行目, 53枚目の上から2行目及び8行目, 54枚目の上から5行目, 10行目及び12行目, 55枚目の上から16行目, 18行目及び22行目, 56枚目の上から1行目, 3行目, 5行目, 15行目及び27行目, 57枚目の上から4行目及び21行目, 58枚目の上から12行目, 24行目及び28行目, 59枚目の上から8行目及び19行目, 60枚目の上から2行目, 14行目及び18行目, 61枚目の上から13行目, 63枚目の下から1行目並びに64枚目の上から4行目, 11行目, 16行目, 18行目及び23行目部分は, 審議事項等に対する主観的な意見を発言した教員の氏名等であると認められるところ, 当該発言内容は既に開示されていることが認められる。

そうすると, 当該発言者の氏名等が公になった場合, 今後の教授会において, 教授会構成員の自由な発言が抑制され, 教授会に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

したがって, 当該部分は法5条4号柱書きに該当し, 不開示としたことは妥当である。

(ウ) 上記(i)のうち文字起こし部分の1枚目の上から1行目, 5行目, 11行目及び15行目, 4枚目の上から18行目及び31行目, 5枚目の上から4行目, 8行目, 14行目及び24行目, 6枚目の上から12行目, 16行目, 18行目, 20行目及び27行目, 7枚目の上から3行目, 7行目及び18行目, 8枚目の上から2行目, 7行目, 12行目, 17行目, 21行目及び25行目, 9枚目の上から10行目, 17行目, 21行目及び25行目, 11枚目の上から25行目及び31行目, 12枚目の上から6行目及び20行目, 13枚目の上から17行目, 24行目及び28行目, 14枚目の上から8行目, 16行目, 22行目及び27行目, 15枚目の上から2行目, 18行目及び27行目, 16枚目の上から2行目, 4行目

及び6行目, 19枚目の上から9行目, 15行目及び26行目, 20枚目の上から21行目及び23行目, 21枚目の上から20行目及び33行目, 22枚目の上から5行目, 9行目, 22行目及び26行目, 23枚目の上から1行目, 5行目, 8行目, 10行目及び24行目, 24枚目の上から5行目, 8行目, 10行目, 12行目, 14行目, 16行目, 18行目, 22行目, 24行目及び26行目, 25枚目の上から2行目, 7行目, 9行目, 11行目, 13行目及び24行目, 26枚目の上から6行目, 11行目, 13行目, 15行目, 19行目, 21行目及び23行目, 27枚目の上から2行目, 9行目, 12行目及び15行目, 28枚目の下から4行目, 29枚目の上から4行目, 15行目及び20行目, 35枚目の上から21行目, 36枚目の上から1行目, 7行目, 10行目, 15行目, 17行目, 24行目及び29行目, 37枚目の上から23行目及び28行目, 39枚目の下から8行目, 40枚目の下から7行目, 41枚目の上から1行目, 10行目, 23行目及び29行目, 42枚目の上から13行目及び15行目, 46枚目の上から6行目, 23行目及び28行目, 47枚目の上から11行目及び16行目, 48枚目の上から5行目, 10行目, 15行目, 20行目及び26行目, 49枚目の上から3行目, 8行目, 12行目, 17行目及び26行目, 50枚目の全て, 51枚目の上から3行目, 6行目及び15行目, 52枚目の上から8行目, 53枚目の上から18行目, 20行目及び22行目, 54枚目の上から14行目, 55枚目の上から3行目, 8行目, 10行目, 12行目, 14行目, 20行目及び24行目, 56枚目の上から12行目, 57枚目の上から2行目, 6行目及び23行目, 58枚目の下から3行目, 59枚目の上から10行目及び27行目, 60枚目の上から7行目, 16行目, 22行目, 24行目及び28行目, 61枚目の上から3行目, 5行目, 9行目, 11行目, 21行目及び26行目, 62枚目の全て, 63枚目の上から6行目, 10行目, 13行目及び18行目, 64枚目の上から2行目, 7行目, 13行目, 21行目及び25行目並びに65枚目の上から12行目及び17行目部分は, 既に開示されている議事概要, 議事次第及び発言内容等から発言者が推認できる部分並びに業務連絡にすぎない発言部分の各発言者の氏名等部分及び具体的な発言者の記載のない部分であるので, これを公にしても, 今後の教授会において, 教授会構成員の自由な発言が制約され, 教授会に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって, 当該部分は, 法5条4号柱書きに該当せず, 開示すべきである。

(エ) 上記 (ii) のうち文字起こし部分の 10 枚目の上から 19 行目，11 枚目の上から 9 行目，10 行目，21 行目，26 行目及び 27 行目，13 枚目の上から 18 行目，25 枚目の上から 3 行目，4 行目，12 行目及び 14 行目，28 枚目の上から 15 行目及び 21 行目，29 枚目の上から 5 行目及び 29 行目，57 枚目の下から 4 行目並びに 61 枚目の下から 8 行目部分は，主観的な発言部分に紐付けられた教員の氏名等部分であると認められるところ，当該発言内容は当該氏名等部分を除き既に開示されていることが認められる。

そうすると，当該部分は，上記 (イ) と同様の理由により，法 5 条 4 号柱書きに該当し，不開示としたことは妥当である。

(オ) 上記 (ii) のうち文字起こし部分の 1 枚目の上から 10 行目，20 行目及び 21 行目，4 枚目の上から 16 行目及び 17 行目並びに 64 枚目の上から 12 行目及び 14 行目部分は，既に開示されている議事概要，議事次第及び発言内容等から推認できる部分並びに議事録確認を行う者の氏名等の部分であるので，これを公にしても，教授会に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって，当該部分は法 5 条 4 号柱書きに該当せず，開示すべきである。

(6) 不開示部分 6 について

ア 当該部分は，(i) 平成 30 年度開講科目一覧（以下「開講科目一覧」という。）の平成 30 年度以降入学者に係る科目名，学年・ターム（修業期間の単位）及び備考欄，(ii) 文字起こし中の開講科目一覧の説明部分，(iii) 文字起こし中の開講科目一覧に対する意見等部分，(iv) 文字起こし中の開講科目編成に関する内部管理情報等部分並びに (v) 文字起こし中の個人に係る情報部分であることが認められる。

イ 上記 (i) 及び (ii) について

(ア) 当審査会事務局職員をして，諮問庁に対し，不開示理由等について，改めて確認させたところ，諮問庁は，おおむね以下のとおり説明する。

開講科目一覧は，平成 30 年度開講予定の科目を一覧にしたものであり，平成 30 年度以降入学者に係る科目名，学年・ターム及び備考欄並びに文字起こし中の開講科目一覧等の説明部分を不開示としている。当該部分を公にした場合，その内容に変更があった場合に学生に混乱が生じ，不当な誤解を生じさせるおそれがある。

また，当該部分を公にすることにより，検討中の内部情報が明らかとなるので，新潟大学の経営上の正当な利益を害するおそれがある。

る。

(イ) 以下，上記諮問庁の説明も踏まえ，検討する。

a 上記(i)のうち下記bを除く部分及び上記(ii)は，検討中の情報ではあるものの，今後実施される開講科目に係る情報は，一般にシラバス等で明らかにされるものなので，授業科目案にすぎない当該部分を公にしても，学生が混乱し，不当な誤解を生じさせるおそれ及び新潟大学の経営上の正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって，当該部分は法5条3号及び4号トのいずれにも該当せず，開示すべきである。

b 上記(i)のうち第476回教授会資料の「H30開講科目一覧(新旧対照付)」の2枚目の上から4段目の右枠内，5枚目の下から3段目の右枠内，9枚目の上から4段目，8段目ないし11段目及び15段目の右枠内，10枚目の上から1段目及び6段目の右枠内並びに11枚目の下から3段目及び2段目の右枠内部分並びに第477回教授会資料の「H30開講科目一覧(新旧対照付)」の2枚目の上から2段目の右枠内，5枚目の下から7段目の右枠内，8枚目の下から1段目の右枠内，9枚目の上から4段目ないし7段目，11段目及び13段目の右枠内，10枚目の上から2段目の右枠内並びに11枚目の上から11段目及び12段目の右枠内部分は，原処分において，法5条3号に該当するとして不開示とされているところ，諮問庁は，補充理由説明書において，開講科目編成に係る内部管理情報である当該部分を公にした場合，今後の開講科目編成に欠かせない担当教員の確保等に支障を及ぼすような機微な情報が明らかとなり，開講科目編成に係る業務の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるため，法5条4号柱書きの不開示理由を追加する旨説明する。

当該部分は，開講科目編成に係る内部管理情報であると認められるので，これらを公にした場合，開講科目編成に係る業務の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の上記説明は否定し難い。

したがって，当該部分は法5条4号柱書きに該当し，同条3号及び4号トについて判断するまでもなく，不開示としたことは妥当である。

ウ 上記(iii)について

(ア) 上記(iii)は，原処分において，法5条3号に該当するとして不開示とされているところ，諮問庁は，補充理由説明書において，当該部分の不開示理由等について，以下のとおり説明する。

当該部分は、教授会構成員の自由な意見等部分であり、これらを公にした場合、教授会構成員の自由な意見が制約され、開講科目編成に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号柱書きの不開示理由を追加する。

(イ) 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

上記(iii)は、審議事項等に対する主観的な意見等部分であると認められるので、これらを公にした場合、教授会構成員の自由な意見が制約され、開講科目編成に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、上記(iii)は法5条4号柱書きに該当し、同条3号及び4号トについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

エ 上記(iv)について

(ア) 上記(iv)は、原処分において、法5条3号に該当するとして不開示とされているところ、諮問庁は、補充理由説明書において、当該部分の不開示理由等について、以下のとおり説明する。

当該部分は、今後の教育研究組織の改組や人員配置計画に係る情報などであり、いずれも開講科目編成に影響を及ぼす可能性のある内部管理情報である。これらを公にした場合、今後の開講科目編成に欠かせない教育研究組織の改組や担当教員の確保等に支障を及ぼすような機微な情報が明らかとなり、開講科目編成に係る業務の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号柱書きの不開示理由を追加する。

(イ) 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

a 上記(iv)のうち下記bを除く部分は、今後の教育研究組織の改組や人員配置計画に係る情報などの内部管理情報であると認められ、これらを公にした場合、今後の開講科目編成に欠かせない教育研究組織の改組や担当教員の確保等に支障を及ぼすような機微な情報が明らかとなり、開講科目編成に係る業務の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該部分は法5条4号柱書きに該当し、同条3号及び4号トについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

b しかしながら、上記(iv)のうち文字起こし部分の2枚目の上から20行目、21行目、23行目の右側及び24行目部分は、既に開示されている情報から推認できる情報であるので、公にすることにより、不当な誤解を生じさせるおそれ、開講科目編成に係る業務の適正な実施に支障を及ぼすおそれ又は新潟大学の経営

上の正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は法5条3号並びに4号柱書き及びトのいずれにも該当せず、開示すべきである。

オ 上記（v）について

（ア）上記（v）は、原処分において、法5条3号に該当するとして不開示とされているところ、諮問庁は、補充理由説明書において、同条1号の不開示理由を追加する旨説明する。

（イ）上記（v）は、個人の氏名、所属及び当該個人の今後の進退等に係る情報であり、いずれも個人の氏名等とともに記載されていることから、一体として当該個人に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の公表慣行について、改めて確認させたところ、いずれも公表慣行はないとのことである。

そうすると、当該部分は、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

次に、法6条2項による部分開示の検討を行うと、氏名及び所属は、個人識別部分であることから部分開示の余地はなく、その余の部分は、通常他人に知られたくない当該個人の今後の進退等に係る機微な情報であるので、当該個人の権利利益を害するおそれがないとは認められないので、部分開示できない。

したがって、上記（v）は法5条1号に該当し、同条3号及び4号トについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

（7）不開示部分7について

ア 当該部分は、平成30年度新潟大学特定学部研究生受入要項（案）のうち願書受付期間及び入学手続期間等であることが認められる。

イ そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の不開示理由等について、改めて確認させたところ、当該部分は特定学部研究生受入要項案であり、この後の審議を経て変更されている情報であるので、これを公にした場合、今後、研究生受入れを志願する者が混乱し、今後の特定学部研究生受入れ業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条4号柱書きに該当するとのことである。

ウ しかしながら、変更後の願書受付期間及び入学手続期間等が既に開示されているので、今後、研究生受入れを志願する者が混乱し、今後の特定学部研究生受入れ業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は法5条4号柱書きに該当せず、開示すべき

である。

(8) 不開示部分8について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

国公立大学特定学部連絡会議は、国公立大学特定学部関係者が特定学部に関わる諸課題について意見交換を行う会議である。

不開示部分8は、担当教員が出席した上記会議の協議事項の議論についての報告部分であり、各大学の検討中の情報や様々な意見等の記載がある。上記会議は非公開を前提として議論が行われているため、これらを公にすると、今後、上記会議において、出席者の発言が制約されるなど、上記会議の業務が停滞し、新潟大学を含めた各大学における業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

イ 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

(ア) 当該部分は、国公立大学特定学部連絡会議の報告事項部分であることが認められる。

(イ) 当該部分には、各大学の検討中の情報や様々な意見等が記載されていると認められ、これらを公にすると、今後、上記会議において、出席者の発言が制約されるなど、上記会議の業務が停滞し、新潟大学を含めた各大学における業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該部分は法5条4号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(9) 不開示部分9について

ア 当該部分は、原処分において、法5条3号に該当するとして不開示とされているところ、諮問庁は、補充理由説明書において、当該部分の不開示理由等について、以下のとおり説明する。

当該部分は、懲戒委員会に係る機微な情報であり、調査の対象となった者の氏名は記載されていないものの、学内関係者一定範囲の者であれば、既に開示されている内容等から当該調査対象者を特定できる可能性があるため、当該部分が公になった場合、これらの者に通常他人に知られたくない機微な情報が明らかとなって、当該調査対象者の権利利益を害するおそれがあるため、法5条1号の不開示理由を追加する。

イ 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

(ア) 当該部分は、懲戒委員会等に係る機微な情報であることが認められる。

(イ) 当該部分は、懲戒委員会等の前提となる調査の対象者の氏名は記載されていないものの、学内関係者一定範囲の者であれば、既に開

示されている内容等から当該対象者を特定できる可能性があるとして認められるので、当該部分が公になった場合、これらの者に通常他人に知られたくない機微な情報が明らかとなつて、当該対象者の権利利益を害するおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

そうすると、当該部分は、法5条1号本文後段に規定する特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当すると認められ、同号ただし書きないしハに該当する事情も認められない。

したがって、当該部分は法5条1号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(10) 不開示部分10について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

当該部分は特定学部教員の授業担当等に係る業務の負担状況の一覧である。授業科目等は公になっているものの、教員毎に他学部科目やオムニバス科目（一つの科目を複数の担当教員が引き続いて行う科目）等を組み合わせたものをひとまとめにした一覧は公にされておらず、これらを公にすると、教員の大学における業務は当該一覧だけではないにも関わらず、情報が一人歩きし、他の教員の業務負担はないという印象や誤解が生じる可能性があり、特定学部の組織運営に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため法5条4号柱書きに該当する。

イ 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

(ア) 当該部分は、教員負担一覧のうち教員ごとの講義科目、卒業研究、オムニバス科目等に係る記載部分であることが認められる。

(イ) 諮問庁は、情報の一人歩きによる誤解等の可能性について説明するが、当該部分は、教員の業務のうち講義科目等による負担の一覧であることが明確となっているので、公にすることにより、情報が一人歩きし、教員の業務負担が当該一覧のみであるという印象や誤解が生じ、特定学部の組織運営に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は法5条4号柱書きに該当せず、開示すべきである。

(11) 不開示部分11について

ア 当該部分は、文字起こし中の特定学部副学部長選出のアンケートに係る情報であることが認められる。

イ そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の不開示理由等を改めて確認させたところ、当該部分は特定学部副学部長

選出のアンケートに係る審議情報であり、これを公にすることにより、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれ又は新潟大学の経営上の正当な利益を害するおそれがあるとのことである。

ウ しかしながら、当該部分は、当該アンケートを実施するための具体的な方法及び注意点等に係る情報にすぎないと認められるので、これを公にしても、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれ又は新潟大学の経営上の正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は法5条3号及び4号トのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(12) 不開示部分12について

ア 当該部分は、文字起こし中の特定学部パンフレットに係る情報であることが認められる。

イ そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の不開示理由等を改めて確認させたところ、当該部分は特定学部パンフレット配布に係る審議情報であり、これを公にすることにより、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれ又は新潟大学の経営上の正当な利益を害するおそれがあるとのことである。

ウ しかしながら、当該部分は、特定学部パンフレット配布に係る報告事項にすぎないものと認められるので、これを公にしても、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれ又は新潟大学の経営上の正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は法5条3号及び4号トのいずれにも該当せず、開示すべきである。

3 文書2の保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、文書2の保有の有無について改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 教授会の議事概要は、本学職員の手書きで取ったメモにより作成しているが、手書きメモだけでは確認できない部分があるので、音声記録を使用しているものである。担当職員は、ICレコーダーを使用して録音したものをパソコンに保管することなく、議事概要を作成し、音声記録が不要となった段階で消去しているものであり、文書2においても、議事概要を作成し、既にその役割を終えて廃棄しているものである。

念のため、担当職員の所属する担当部署を探索したものの、文書2は確認できなかった。

イ したがって、文書2は保有していない。

(2) 文書2を保有していないとする上記諮問庁の説明を覆すに足りる事情は認められないことから、新潟大学において文書2を保有していると認めることはできない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、法7条に基づき裁量的開示をすべきであると主張するが、上記2において不開示とすべきと判断した各不開示部分を公にすることに、公益上特に必要性があるとすべき事情は認められないため、同条による裁量的開示を行わなかった処分庁の判断に裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められない。

また、審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 付言

本件においては、上記1のとおり、原処分に係る開示決定通知書において、平成29年11月分の特定学部教授会の音声記録のうち音声データを記載漏れにより明示せず、結果的に、当該音声データを特定していないことが認められた。

これは、原処分において慎重さに欠ける不適切な対応であったといわざるを得ず、諮問庁は、当該記載漏れについては理由説明書で記載しているものの、今後、開示決定等に当たっては、同様の事態が生じないよう、正確かつ慎重な対応が望まれる。

6 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、文書1につき、その一部を法5条1号、3号、4号及び同号へに該当するとして不開示とし、文書2につき、これを保有していないとして不開示とした決定について、文書1につき、諮問庁が不開示とされた部分は同条1号、3号、4号、同号柱書き、ハ、ヘ及びトに該当することから不開示とすべきとしていることについては、別表の4欄に掲げる部分を除く部分は、同条1号、3号並びに4号柱書き、ハ及びヘに該当すると認められるので、同号トについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別表の4欄に掲げる部分は、同条1号、3号並びに4号柱書き及びトのいずれにも該当せず、開示すべきであり、新潟大学において、平成29年11月分の特定学部教授会の音声記録のうち音声データを保有していると認められるので、これを対象として、改めて開示決定等をすべきであり、また、文書2につき、これを保有していないとして不開示としたことについては、新潟大学において文書2を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙

- 文書1 平成29年10月及び11月開催の特定学部教授会の議事概要及び
平成29年11月分の特定学部教授会の音声記録
- 文書2 平成29年10月開催の特定学部教授会の音声記録

別表

1 不開示部分	2 諮問庁が不開示とする理由（理由説明書）	3 不開示理由（法5条）	4 開示すべき部分
不開示部分1 個人に係る情報 ①交流協定に基づく交換留学派遣学生等の単位認定に係る情報 ②TOEICIPテスト成績による単位認定に係る情報 ③学生の休学及び退学等に係る情報 ④賢人会議IIの講演講師に係る情報 ⑤インターンシップ実習派遣学生に係る情報	① 学生の在籍番号及び氏名は、個人を識別することのできる情報であり、学生の学年、留学先大学、留学先大学での履修科目、期間及び時間数、本学での認定授業科目並びに認定単位は、他者に知られると本人に不利益となる情報であって、在籍番号及び氏名を不開示にしても、記載された学生数が少人数であるため、通常入手し得る情報によって個人を識別できないとしても、一部の者には個人を特定されることが可能であるので、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（法5条1号）に該当する。 ②	1号	④ 全て（173頁）

		<p>在籍番号及び氏名は個人を識別することのできる情報であり、スコアは、他者に知られると本人に不利益となる情報であって、在籍番号及び氏名を不開示にしても、記載されたスコアをもって、通常入手し得る情報によって個人を識別できないとしても、一部の者には個人を特定されることが可能であるので、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（法5条1号）に該当する。</p> <p>③</p> <p>在籍番号及び氏名は個人を識別することのできる情報であり、学年、学科、指導教員、休学（退学、復学、履修期間）年月日及び理由は、他者に知られると本人に不利益となる情報であって、在籍番号及び氏名を不開示にしても、記載された学生数が各学</p>		
--	--	--	--	--

		<p>年とも少人数であるため、通常入手し得る情報によって個人を識別できないとしても、一部の者には個人を特定されることが可能であるので、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」(法5条1号)に該当する。</p> <p>④ 法5条1号に規定する特定の個人を識別することができるものであり、同号ただし書イからハまでに掲げる情報に該当しないことから、不開示とする。</p> <p>⑤ 在籍番号及び氏名は個人を識別することができる情報であり、企業・団体名は、他者に知られると本人に不利益となる情報であって、在籍番号及び氏名を不開示にしても、記載された企業・団体名をもって、通常入手し得る情報によって</p>		
--	--	--	--	--

		個人を識別できないとしても、一部の者には個人を特定されることが可能であるので、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（法5条1号）に該当する。		
不 開 示 部 分 2	平成30年度新潟大学入学試験欠員補充第2次募集の選抜方法等（案）に係る情報	委員会の日程を公にすることは、入学試験の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当することから、不開示とする。	4号	
不 開 示 部 分 3	人事選考情報 ①教員選考結果に係る情報 ②外国人客員研究員の受入れに係る情報	① 教員選考にかかる採用予定者の現職、氏名及び生年月等を公にすることは、公正かつ円滑な人事の確保に支障をきたすおそれがあり、法5条4号へに該当することから、不開示とする。 ② 外国人客員研究員受	4号へ	

		<p>け入れのうち，氏名，国籍，生年，性別，現職，最終学歴，受入期間，研究題目，受入教員，受入部局，渡航費・滞在費の負担及び受入資格を公にすることは，公正かつ円滑な人事の確保に支障をきたすおそれがあり，法5条4号へに該当することから，不開示とする。</p>		
不開示部分4	<p>新たな社会人教育についてのWGに係る情報</p>	<p>共同実施制度の概要に関する，検討段階における不確定な情報であり，公にすることで不当な誤解を生じさせるおそれがあるため，法5条3号に該当することから，不開示とする。</p>	<p>3号 理由説明書において4号トを追加</p>	
不開示部分5	<p>文字起こしに係る発言者の氏名・職名及び発言中の教授会構成員の氏名等</p>	<p>発言者氏名を開示することで，教授会における自由な発言・議論ができなくなる。法5条4号その他当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当することから，不開示とする。</p>	<p>4号</p>	<p>発言者の氏名等のうち文字起こし部分の1枚目の上から1行目，5行目，11行目及び15行目，4枚目の上から18行目及び31行目，5枚目の上から4</p>

			行目， 8 行 目， 1 4 行 目及び 2 4 行目， 6 枚 目の上から 1 2 行目， 1 6 行目， 1 8 行目， 2 0 行目及 び 2 7 行 目， 7 枚目 の上から 3 行目， 7 行 目及び 1 8 行目， 8 枚 目の上から 2 行目， 7 行目， 1 2 行目， 1 7 行目， 2 1 行目及び 2 5 行目， 9 枚目の上か ら 1 0 行 目， 1 7 行 目， 2 1 行 目及び 2 5 行目， 1 1 枚目の上か ら 2 5 行目 及び 3 1 行 目， 1 2 枚 目の上から 6 行目及び 2 0 行目， 1 3 枚目の 上から 1 7
--	--	--	--

			<p> 行目， 2 4 行目及び 2 8 行目， 1 4 枚目の上 から 8 行 目， 1 6 行 目， 2 2 行 目及び 2 7 行目， 1 5 枚目の上か ら 2 行目， 1 8 行目及 び 2 7 行 目， 1 6 枚 目の上から 2 行目， 4 行目及び 6 行目， 1 9 枚目の上か ら 9 行目， 1 5 行目及 び 2 6 行 目， 2 0 枚 目の上から 2 1 行目及 び 2 3 行 目， 2 1 枚 目の上から 2 0 行目及 び 3 3 行 目， 2 2 枚 目の上から 5 行目， 9 行目， 2 2 行目及び 2 6 行目， 2 3 枚目の上 </p>
--	--	--	--

				から 1 行 目, 5 行 目, 8 行 目, 10 行 目及び 2 4 行目, 2 4 枚目の上か ら 5 行目, 8 行目, 1 0 行目, 1 2 行目, 1 4 行目, 1 6 行目, 1 8 行目, 2 2 行目, 2 4 行目及び 2 6 行目, 2 5 枚目の 上から 2 行 目, 7 行 目, 9 行 目, 1 1 行 目, 1 3 行 目及び 2 4 行目, 2 6 枚目の上か ら 6 行目, 1 1 行目, 1 3 行目, 1 5 行目, 1 9 行目, 2 1 行目及 び 2 3 行 目, 2 7 枚 目の上から 2 行目, 9 行目, 1 2
--	--	--	--	--

				行目及び 1 5 行目, 2 8 枚目の下 から 4 行 目, 2 9 枚 目の上から 4 行目, 1 5 行目及び 2 0 行目, 3 5 枚目の 上から 2 1 行目, 3 6 枚目の上か ら 1 行目, 7 行目, 1 0 行目, 1 5 行目, 1 7 行目, 2 4 行目及び 2 9 行目, 3 7 枚目の 上から 2 3 行目及び 2 8 行目, 3 9 枚目の下 から 8 行 目, 4 0 枚 目の下から 7 行目, 4 1 枚目の上 から 1 行 目, 1 0 行 目, 2 3 行 目及び 2 9 行目, 4 2 枚目の上か ら 1 3 行目
--	--	--	--	--

				及び 1 5 行 目, 4 6 枚 目の上から 6 行目, 2 3 行目及び 2 8 行目, 4 7 枚目の 上から 1 1 行目及び 1 6 行目, 4 8 枚目の上 から 5 行 目, 1 0 行 目, 1 5 行 目, 2 0 行 目及び 2 6 行目, 4 9 枚目の上か ら 3 行目, 8 行目, 1 2 行目, 1 7 行目及び 2 6 行目, 5 0 枚目の 全て, 5 1 枚目の上か ら 3 行目, 6 行目及び 1 5 行目, 5 2 枚目の 上から 8 行 目, 5 3 枚 目の上から 1 8 行目, 2 0 行目及 び 2 2 行 目, 5 4 枚
--	--	--	--	--

				<p> 目の上から 14行目、 55枚目の 上から3行 目、8行 目、10行 目、12行 目、14行 目、20行 目及び24 行目、56 枚目の上か ら12行 目、57枚 目の上から 2行目、6 行目及び2 3行目、5 8枚目の下 から3行 目、59枚 目の上から 10行目及 び27行 目、60枚 目の上から 7行目、1 6行目、2 2行目、2 4行目及び 28行目、 61枚目の 上から3行 目、5行 目、9行 目、11行 目、21行 </p>
--	--	--	--	--

			目及び26 行目, 62 枚目の全 て, 63枚 目の上から 6行目, 1 0行目, 1 3行目及び 18行目, 64枚目の 上から2行 目, 7行 目, 13行 目, 21行 目及び25 行目並びに 65枚目の 上から12 行目及び1 7行目部分 発言者の発 言部分の教 員の氏名等 のうち文字 起こし部分 の1枚目の 上から10 行目, 20 行目及び2 1行目, 4 枚目の上か ら16行目 及び17行 目並びに6 4枚目の上 から12行 目及び14
--	--	--	--

				行目部分
不 開 示 部 分 6	平成30年度開講科目一覧に係る情報	<p>(15頁ないし26頁及び206頁ないし222頁) 開設授業科目名, 学年(ターム), 備考欄は, 検討段階における不確定な情報であり, 公にすることで不当な誤解を生じさせるおそれがあるため, 法5条3号に該当することから, 不開示とする。</p> <p>(296頁ないし356頁) 開設授業科目は, 検討段階における不確定なものであり, 公にすることで不当な誤解を生じさせるおそれがあるため, 法5条3号に該当することから, 不開示とする。</p>	<p>3号 理由説明書において4号トを追加 第476回 教授会資料「H30開講科目一覧(新旧対照付)」の2枚目の上から4段目の右枠内, 5枚目の下から3段目の右枠内, 5枚目の下から3段目の右枠内, 9枚目の上から4段目, 8段目ないし11段目及び15段目の右枠内, 10枚目の上から1段目及び6段目の右枠内, 11枚目の下から3段目及び2段目の右枠内部分並びに第477回教授会資料「H30開講科目一覧(新</p>	<p>第476回 教授会資料のH30開講科目一覧(新旧対照付)のうち2枚目の上から4段目の右枠内, 5枚目の下から3段目の右枠内, 9枚目の上から4段目, 8段目ないし11段目及び15段目の右枠内, 10枚目の上から1段目及び6段目の右枠内, 11枚目の下から3段目及び2段目の右枠内部分を除く部分 第477回 教授会資料のH30開講科目一覧(新旧対照付)のうち2枚目の上</p>

			<p>旧 対 照 付)」の2 枚目の上か ら2段目の 右枠内, 5 枚目の下か ら7段目の 右枠内, 8 枚目の下か ら1段目の 右枠内, 9 枚目の上か ら4段目な いし7段 目, 11段 目及び13 段目の右枠 内, 10枚 目の上から 2段目の右 枠内, 11 枚目の上か ら11段目 及び12段 目の右枠内 部分は, 補 充理由説明 書において 4号柱書き を追加 文字起こし 中の平成3 0年度開講 科目一覧に 対する意見 等部分, 文 字起こし中</p>	<p>から2段目 の右枠内, 5枚目の下 から7段目 の右枠内, 8枚目の下 から1段目 の右枠内, 9枚目の上 から4段目 ないし7段 目, 11段 目及び13 段目の右枠 内, 10枚 目の上から 2段目の右 枠内並びに 11枚目の 上から11 段目及び1 2段目の右 枠内部分を 除く部分 文字起こし 中の平成3 0年度開講 科目一覧等 の説明部分 (16枚目 の上から1 0行目ない し最終行, 17枚目の 上から1行 目の左から 1文字目な</p>
--	--	--	---	---

		<p>の開講科目編成に関する内部管理情報部分は、補充理由説明書において4号柱書きを追加</p> <p>文字起こし中の個人に係る情報部分は、補充理由説明書において1号を追加</p>	<p>いし7文字目、上から4行目の右から10文字目ないし1文字目及び上から5行目ないし31行目、18枚目の上から3行目ないし7行目及び15行目ないし32行目、20枚目の下から5行目ないし最終行、27枚目の上から10行目及び11行目並びに40枚目の下から6行目部分)</p> <p>文字起こし中の開講科目編成に関する内部管理情報等部分のうち文字起こし部分の2枚目の上から20行目、21行目、2</p>
--	--	---	---

				3行目の右側及び24行目部分
不開示部分7	平成30年度新潟大学特定学部研究生受入要項(案)に係る情報	手続き受付期間を公にすることは、入学試験の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当することから、不開示とする。	4号	全て(51頁及び53頁)
不開示部分8	国公立大学特定学部連絡会議に係る情報	他大学事例を公にすることは、大学事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当することから、不開示とする。	4号	
不開示部分9	懲戒委員会等に係る情報	委員会の立ち上げ経緯を開示することは、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため、法5条3号に該当することから、不開示とする。	3号 補充理由説明書において1号を追加	

不 開 示 部 分 1 0	教員負担一覧に係る 情報	人の氏名，備考，単 独講義科目，卒業研 究，法制演習，領域 関連演習及びその他 （オムニバス科目 等）を公にすること は，大学授業の適正 な遂行に支障を及ぼ すおそれがあるため，法5条4号その 他当該事務又は事業 の性質上，当該事務 又は事業の適正な遂 行に支障を及ぼすお それがあるものに該 当することから，不 開示とする。	4号	全て（20 4頁及び2 05頁）
不 開 示 部 分 1 1	特定学部副学部長選 出のアンケートに係 る情報	特定学部副学部長ア ンケートを開示する ことは，率直な意見 交換や意思決定の中 立性が損なわれるお それがあるため，法 5条3号に該当する ことから，不開示と する。	3号 理由説明書 において4 号トを追加	全て（35 8頁及び3 59頁）
不 開 示 部 分 1 2	特定学部パンフレッ トに係る情報	特定学部パンフレッ ト校正を開示するこ とは，率直な意見交 換や意思決定の中立 性が損なわれるおそ れがあるため，法5 条3号に該当するこ とから，不開示とす る。	3号 理由説明書 において4 号トを追加	全て（36 0頁）